

# 公共施設等の総合的適正管理の更なる推進について

令和3年4月23日(金)

総務省自治財政局財務調査課

課長補佐 清水 敦



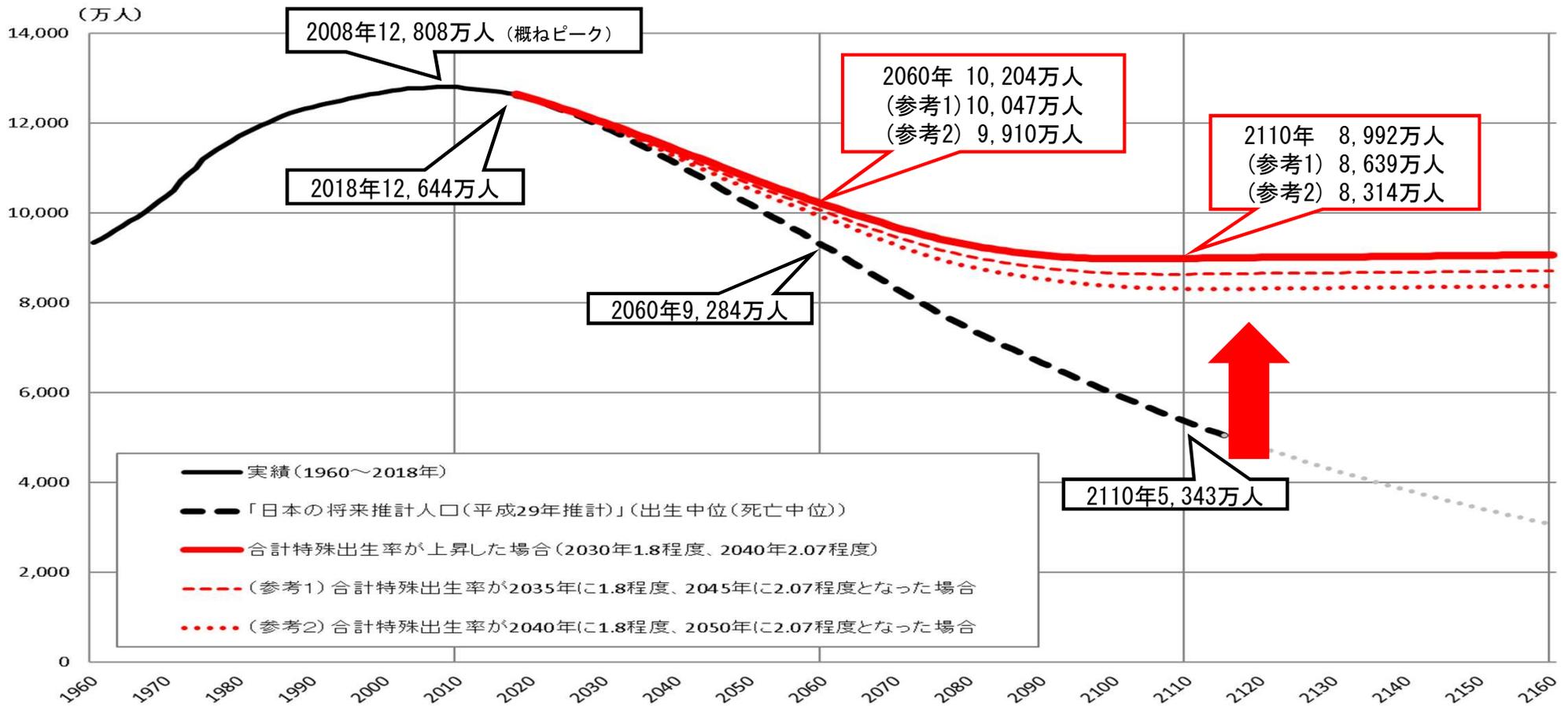
総務省

Ministry of Internal Affairs  
and Communications

# 1. 公共施設等総合管理計画の推進について

# 我が国の人口の推移と長期的な見通し [暫定推計]

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,300万人（平成26年閣議決定時：約8,700万人）まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2025年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



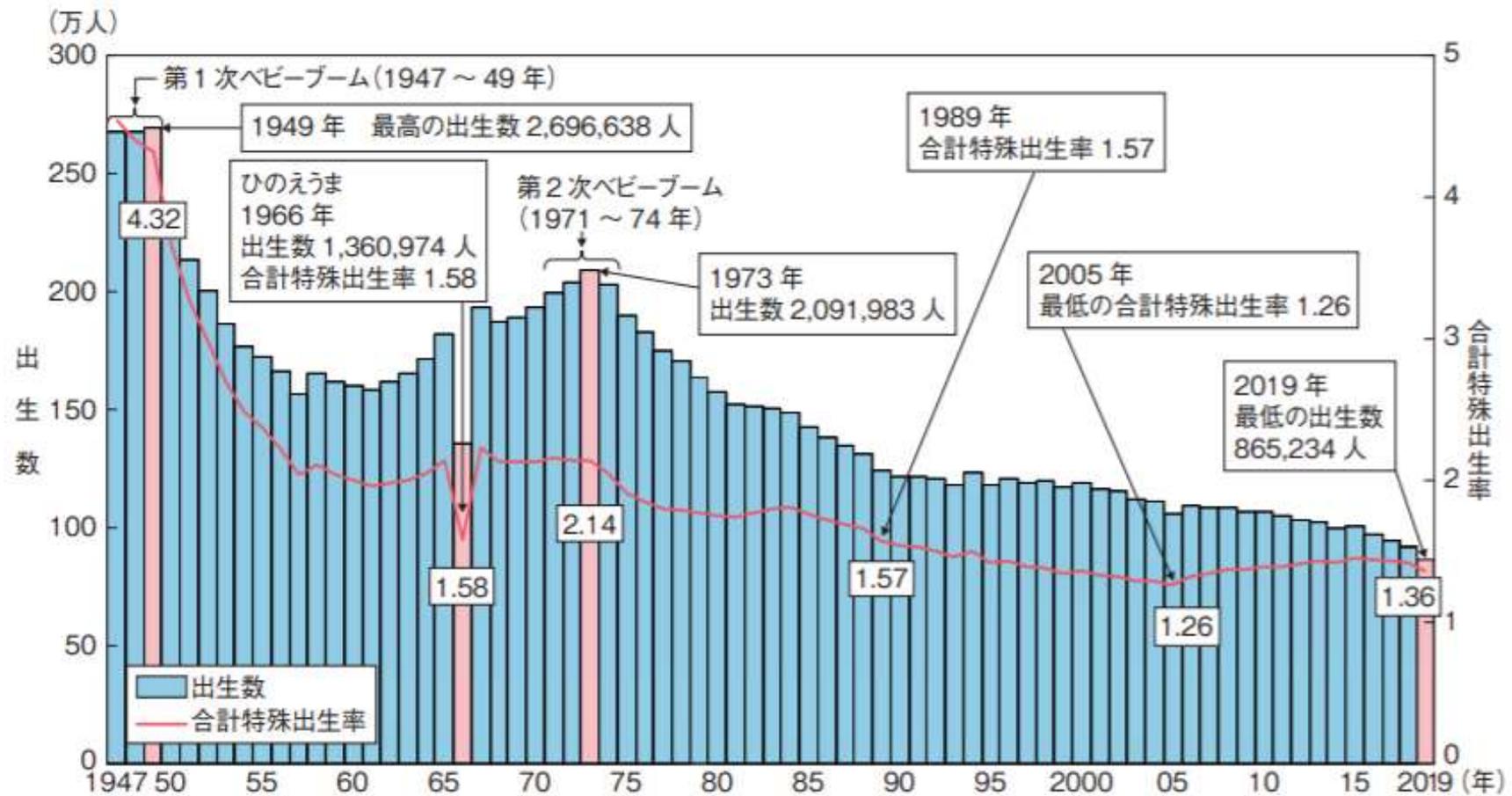
(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2115~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。

(注4)総人口の推計においては、2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法等の改正(新たな在留資格の創設等)に伴う外国人の増加は考慮していない。

## (参考) 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」

### 「令和2年版 少子化社会対策白書」(令和2年7月31日閣議決定)(抄)

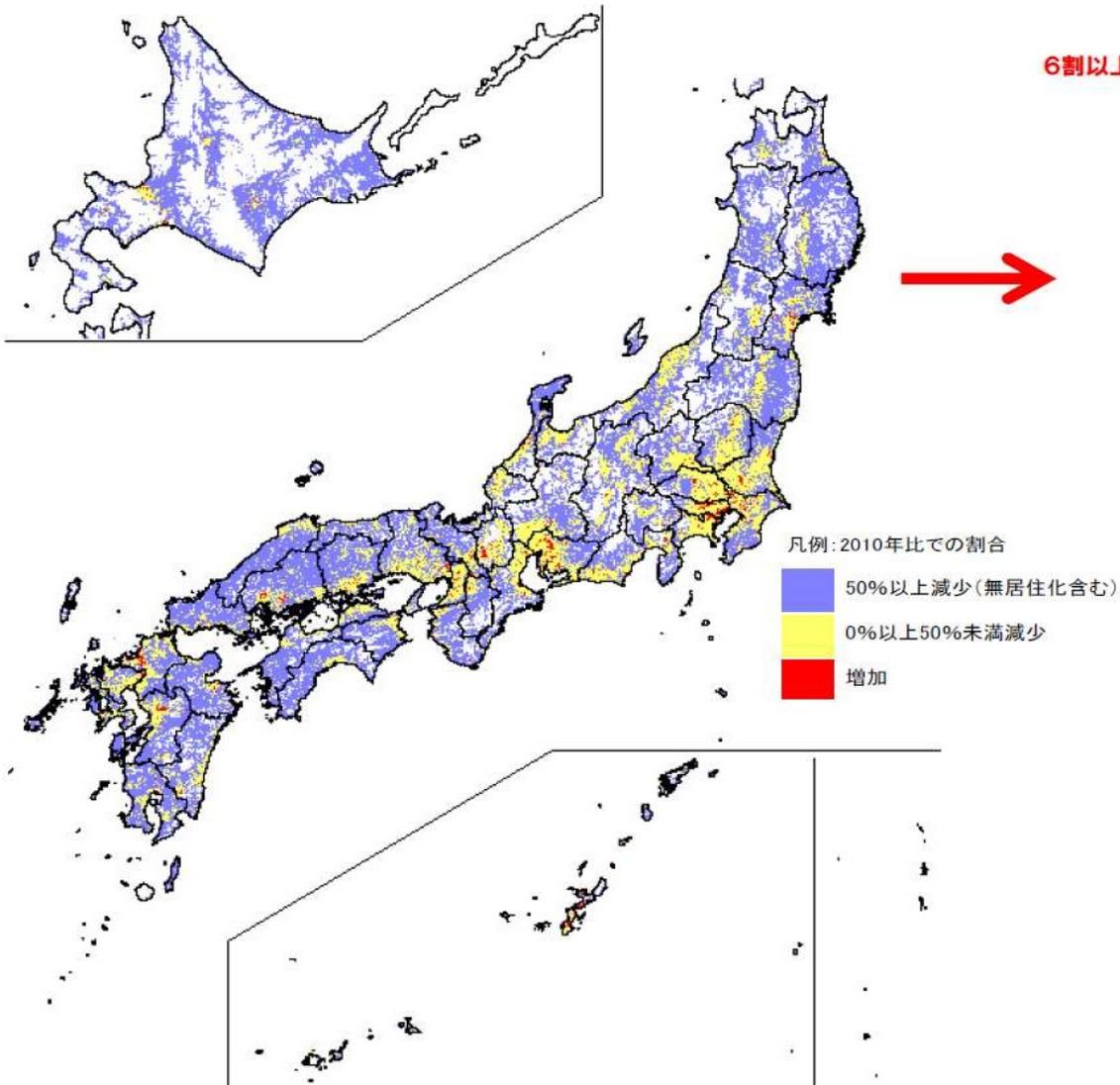
#### (1) 深刻さを増す少子化

2019年の出生数は90万人を割り込み、「86万ショック」とも呼ぶべき状況。合計特殊出生率も1.36と前年から0.06低下した。危機的な少子化の進展が浮き彫りになる中、深刻さを増す少子化の問題は、社会経済に多大な影響を及ぼし、新型コロナウイルス感染症を乗り越えた先にも存在し続ける国民共通の困難である。この困難に真正面から立ち向かい、子供や家族が大事にされる社会への転換が急務である。

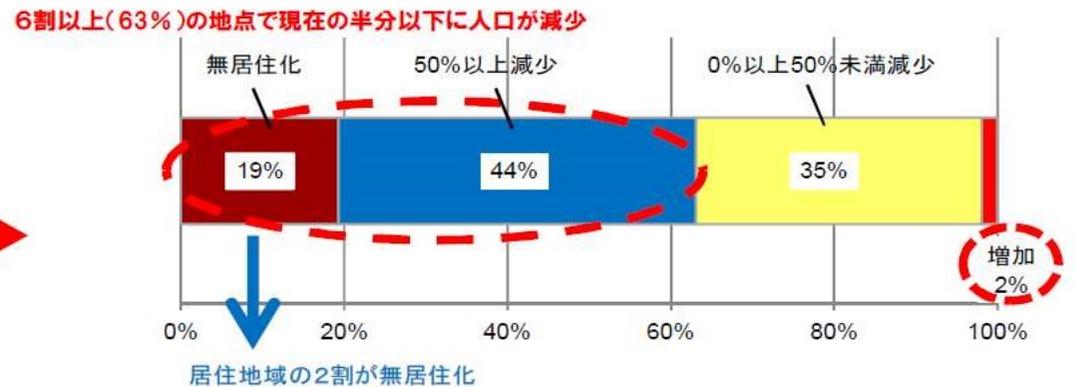
# 人口の低密度化と地域偏在

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 全国を「1km<sup>2</sup>毎の地点」で見ると、現在の居住地域の6割以上で人口が半分以下に。

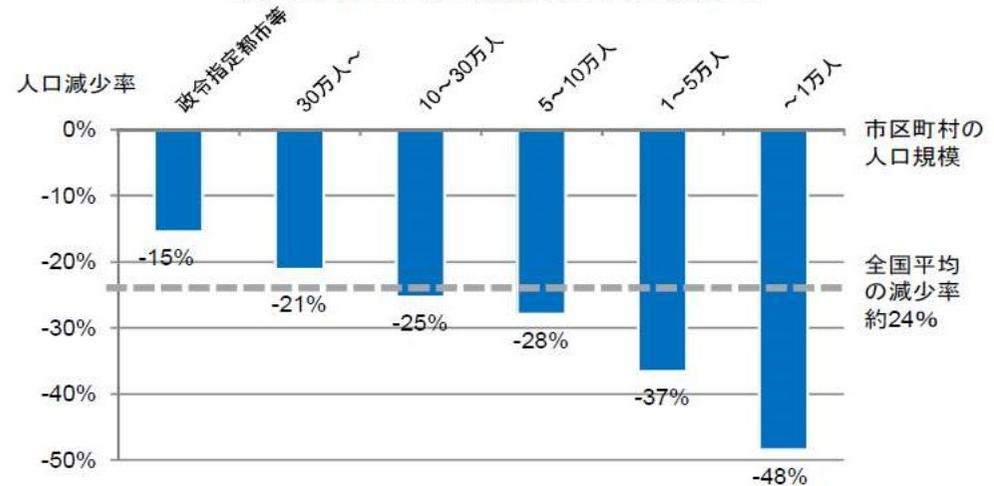
【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



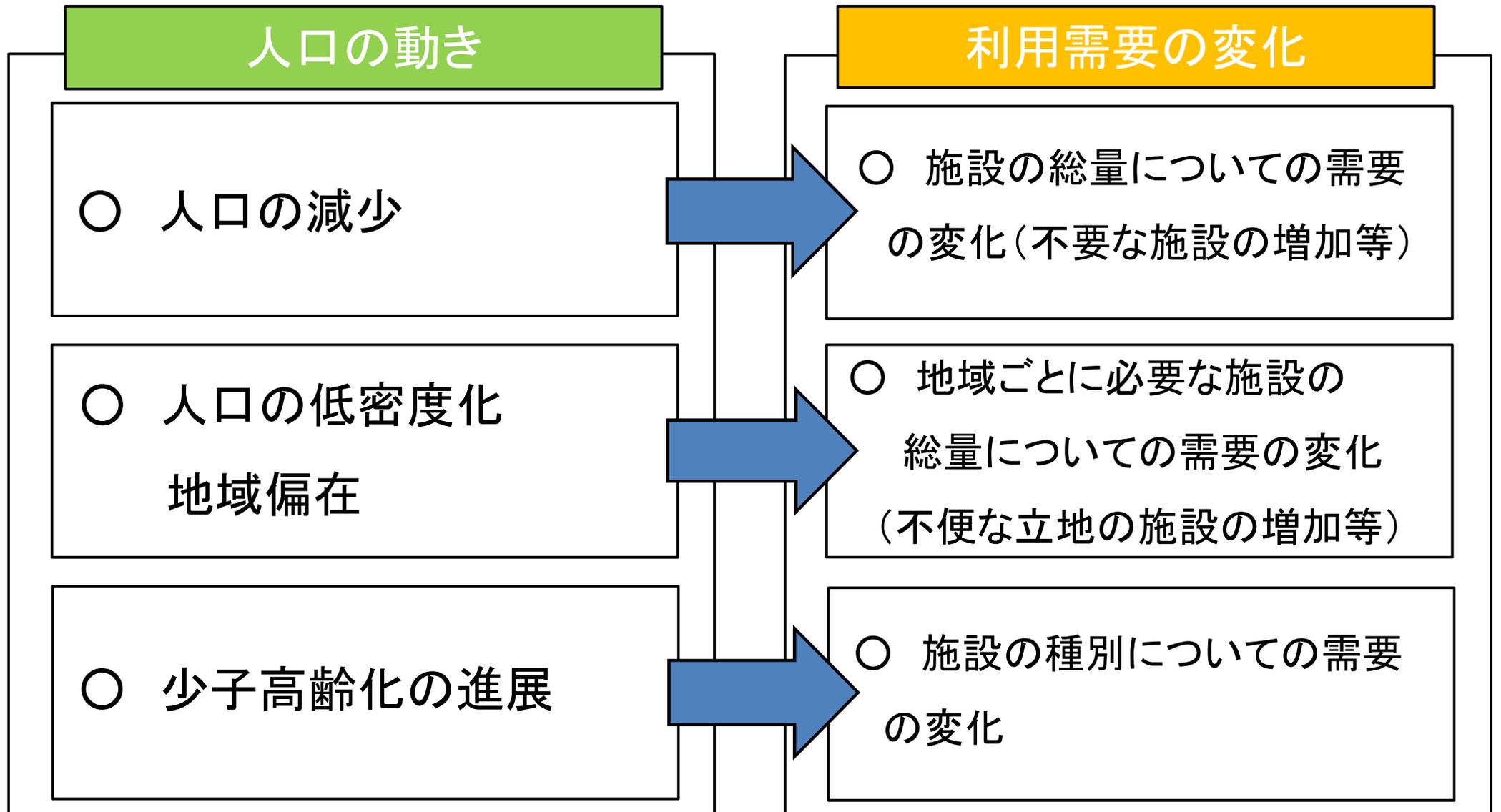
人口増減割合別の地点数



市区町村の人口規模別の人口減少率



# 今後考えられる人口の動きから見た公共施設マネジメントの必要性



○ 一方で、地方財政は厳しい状況が続いていることから、公共施設マネジメントのための財源にも課題がある。

# 公共施設マネジメントの必要性①

## 背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

## 国土交通省公表資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

### 《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 <sup>注1)</sup> (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 <sup>注2)</sup>	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 <sup>注3)</sup>	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km <sup>注4)</sup>	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 <sup>注5)</sup> (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

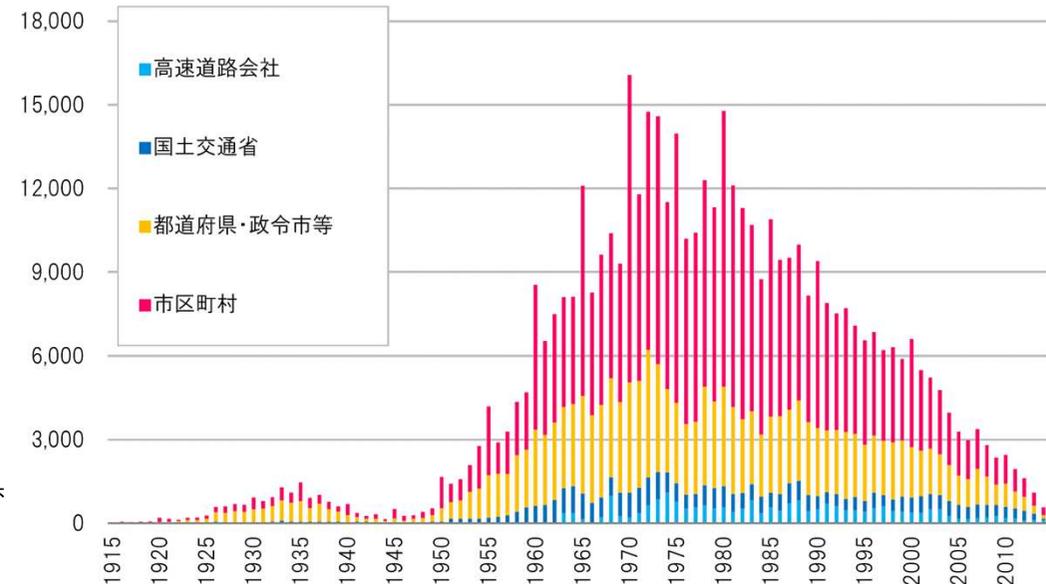
注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

## 国土交通省公表資料

### 道路(橋梁)の現状

#### ○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋 6

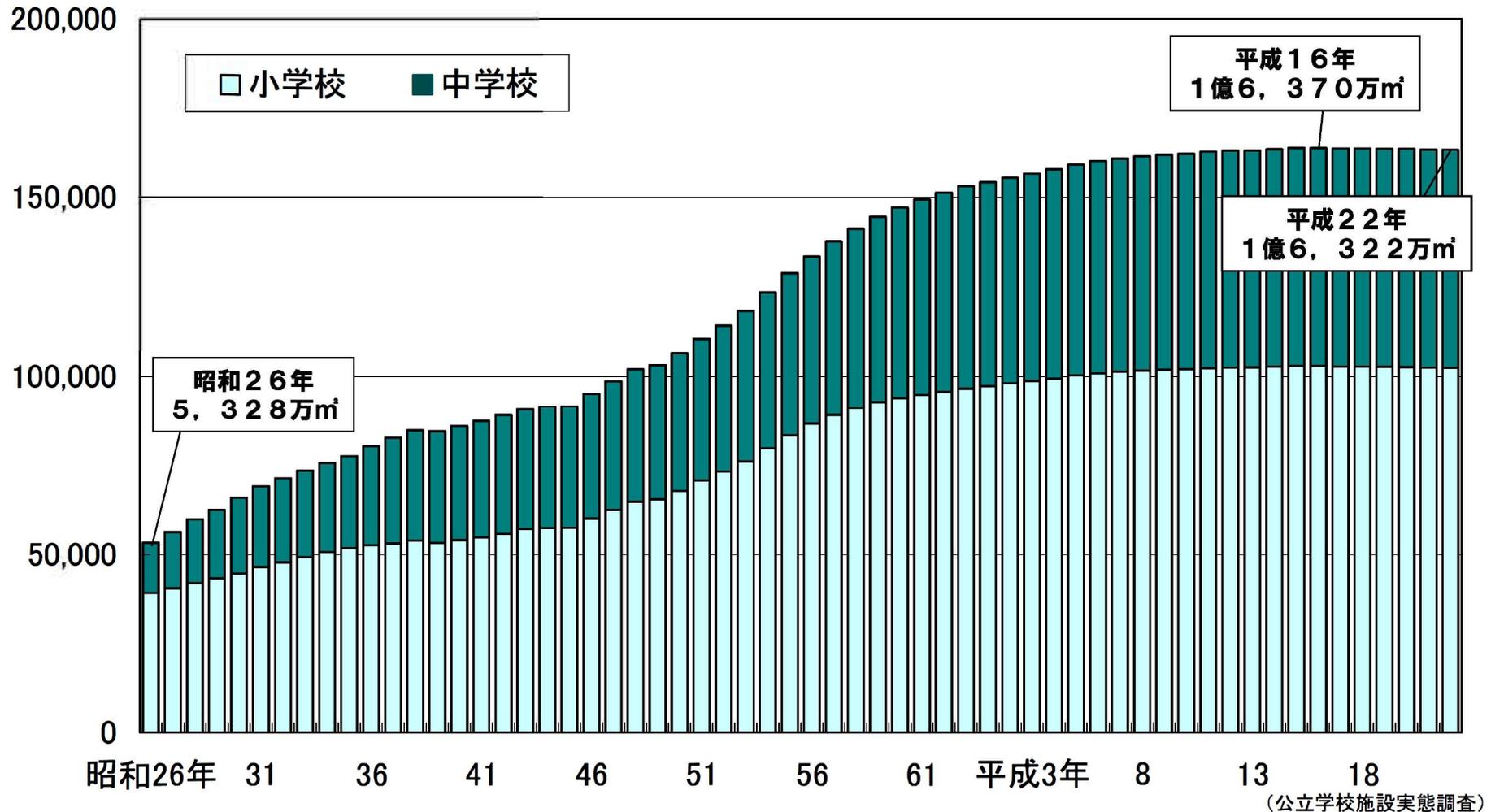
# 公共施設マネジメントの必要性②

文部科学省公表資料

## ○公立小中学校施設保有面積の推移

戦後、児童生徒の増加に伴い保有面積は増加してきたが、近年は横ばいからやや減少傾向に

保有面積  
(単位: 千㎡)



# 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

## 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

## 公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

### <公共施設等総合管理計画の内容>

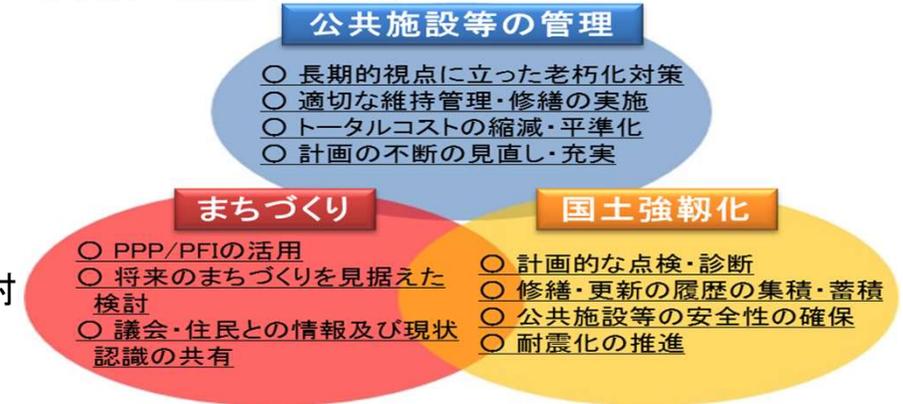
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

### <公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和2年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

**令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うもの。**

### 【取組の推進イメージ】



## 個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※令和2年度までに策定

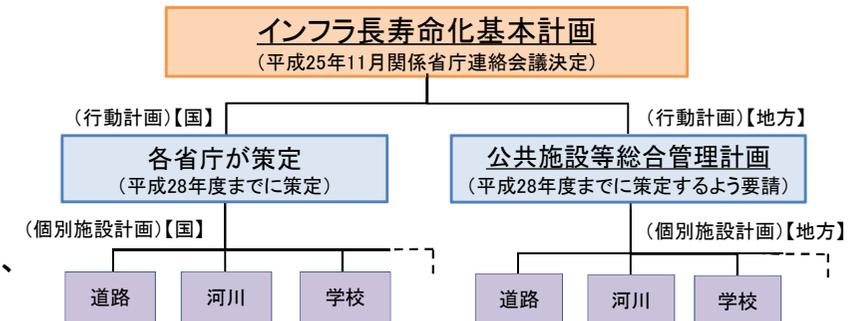
### <個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

### 【インフラ長寿命化計画の体系】



# 公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（令和2年3月31日現在）

○ 令和2年3月31日現在、都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.9%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
内訳	策定済	47	100.0%	20	100.0%	1,719	99.9%	1,786	99.9%	
	未策定	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	2	0.1%	
	予定策定完了時期	R2年度中	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
		R3年4月以降	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%

# 主な個別施設計画の策定状況

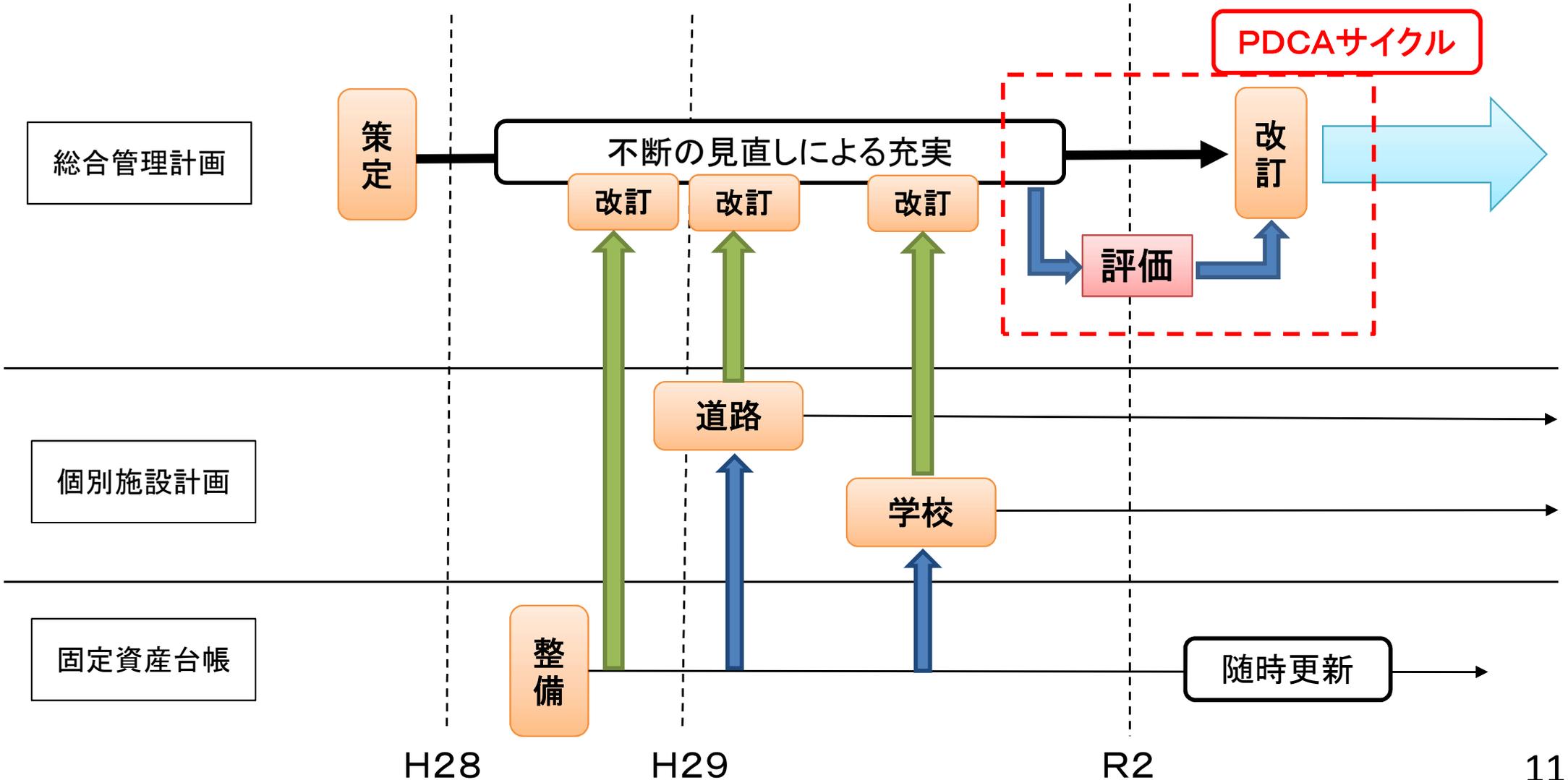
令和2年10月13日 インフラ老朽化対策の推進に関する  
関係省庁連絡会議第9回幹事会資料(抜粋)

分野	対象施設	計画策定率	(参考)平成31年4月1日時点 計画策定率
警察施設	庁舎等	68%	48%
消防関係施設	消防庁舎	48%(89%)	36%
学校施設	公立学校施設	39%(97%)	15%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	29%(81%)	15%
水道分野	上水道施設	87%	81%
医療分野	病院	24%(60%)	21%
福祉分野	児童福祉施設等	42%(93%)	30%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	85%	75%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	79%	52%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	68%	50%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	75%	49%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	88%	84%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	67%	50%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	85%	82%
漁場の施設	増殖場、養殖場	84%	79%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	50%(100%)	25%
工業用水	工業用水道事業	69%	46%
道路	橋梁(橋長2m以上)	92%	81%
河川・ダム	主要な河川構造物	97%	91%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	100%	100%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	90%	80%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	100%	100%
港湾	外郭施設	78%	72%
公園	都市公園	95%	94%
住宅	公営住宅	90%	90%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	61%	51%
(参考)地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	32%	20%

- (注) ・ 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。  
 ・ 策定状況は、令和2年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は令和2年3月31日時点)。  
 ・ 計画策定率のカッコ内の数値は、策定率60%以下の施設について、令和2年度末における見込みを算出したもの(管理者等からの回答による)。

# 総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



# 令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

## 1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。  
その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

## 2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

### 1 必須事項

#### ① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

#### ② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

#### ③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

### 2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

### 3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

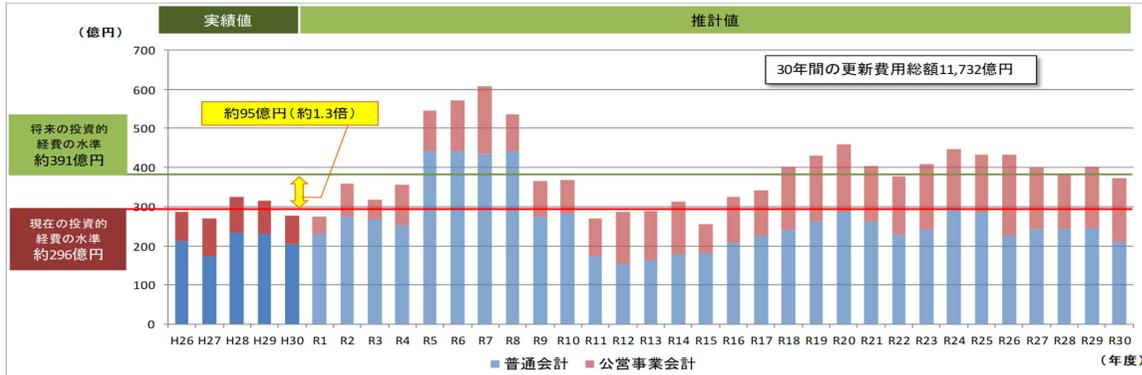
## 3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率0.5)。

# 公共施設等総合管理計画を個別施設計画を踏まえて見直した例（大分県大分市）

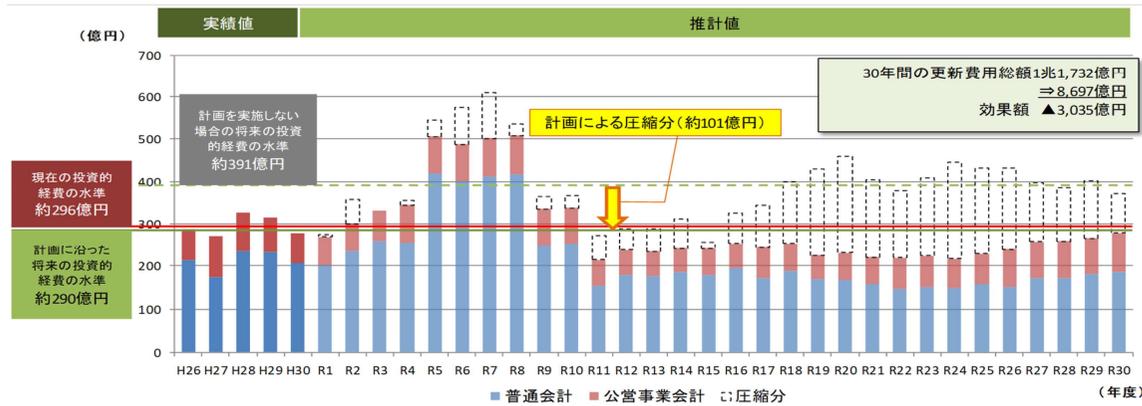
## 大分市公共施設等総合管理計画の記載事項(抜粋)

投資的経費の推計（従来手法：30年）



総合管理計画に沿って  
長寿命化等を実施した場合

投資的経費の推計（計画に沿った手法：30年）



### 2) 今後の方向性

今後も、長寿命化、集約・複合化等の公共施設の適切な維持管理に努めることにより、維持管理費や延床面積の縮減をはかります。主なものは、佐野清掃センターと福宗環境センターを、周辺市との広域処理を含めた集約化を行うとともに、学校施設において引き続き長寿命化改修を実施します。さらに、その他の施設においても長寿命化、集約・複合化を進めるなど本計画の推進を図ります。

個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の見直しにより、

- ①費用推計の精緻化
  - ②公共施設マネジメントに係る今後の方向性の提示
- が可能となっている。

### ①費用推計の精緻化

見直し前は、上段の「従来手法」(※1)による推計のみだったが、個別施設計画を踏まえた見直しにより、下段の「計画に沿った手法」(※2)による推計が可能となった。

また、これにより、計画に基づく対策による具体的な効果額も算出可能となった。

- ※1 機械的に一定期間で施設の建替を行うと仮定
- ※2 個別施設計画に沿った時期に施設の建替又は長寿命化改修を行うことを想定

### ②今後の方向性の提示

具体的な施設を前提とした今後の公共施設マネジメントの方向性を示すことが可能となった。

# 公共施設等総合管理計画の見直しに向けた状況（R2.3.31時点）

団体名	令和3年度までに見直し予定の団体			令和4年度以降に見直し予定又は見直し時期未定の団体			合計
	都道府県	市区町村	小計	都道府県	市区町村	小計	
北海道	1	95	96	0	84	84	180
青森県	1	21	22	0	19	19	41
岩手県	1	18	19	0	15	15	34
宮城県	1	17	18	0	18	18	36
秋田県	1	18	19	0	7	7	26
山形県	1	21	22	0	14	14	36
福島県	1	43	44	0	※16	16	60
茨城県	1	30	31	0	14	14	45
栃木県	1	19	20	0	6	6	26
群馬県	1	29	30	0	6	6	36
埼玉県	1	60	61	0	3	3	64
千葉県	1	40	41	0	14	14	55
東京都	1	27	28	0	35	35	63
神奈川県	1	26	27	0	7	7	34
新潟県	1	21	22	0	9	9	31
富山県	1	11	12	0	4	4	16
石川県	1	7	8	0	12	12	20
福井県	0	14	14	1	3	4	18
山梨県	1	20	21	0	7	7	28
長野県	1	33	34	0	44	44	78
岐阜県	1	38	39	0	4	4	43
静岡県	1	26	27	0	9	9	36
愛知県	1	46	47	0	8	8	55
三重県	1	16	17	0	13	13	30

団体名	令和3年度までに見直し予定の団体			令和4年度以降に見直し予定又は見直し時期未定の団体			合計
	都道府県	市区町村	小計	都道府県	市区町村	小計	
滋賀県	1	9	10	0	10	10	20
京都府	0	12	12	1	14	15	27
大阪府	1	24	25	0	19	19	44
兵庫県	1	23	24	0	18	18	42
奈良県	0	17	17	1	22	23	40
和歌山県	0	20	20	1	10	11	31
鳥取県	0	15	15	1	4	5	20
島根県	1	10	11	0	9	9	20
岡山県	1	15	16	0	12	12	28
広島県	1	13	14	0	10	10	24
山口県	1	17	18	0	2	2	20
徳島県	1	19	20	0	5	5	25
香川県	1	15	16	0	2	2	18
愛媛県	1	20	21	0	0	0	21
高知県	1	20	21	0	14	14	35
福岡県	0	28	28	1	32	33	61
佐賀県	1	16	17	0	4	4	21
長崎県	1	13	14	0	8	8	22
熊本県	1	35	36	0	10	10	46
大分県	1	8	9	0	10	10	19
宮崎県	0	14	14	1	12	13	27
鹿児島県	1	32	33	0	11	11	44
沖縄県	0	28	28	1	13	14	42
合計	39	1,119	1,158	8	622	630	1,788

※ うち2団体は公共施設等総合管理計画未策定

## 2. 公共施設等の適正管理の推進に係る財政措置

# 令和3年度地方財政対策のポイント（抄）

## 歳入歳出の概要

通常収支分

（単位：兆円、％）

区 分		3年度 A	2年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	38.3	40.9	▲ 2.7	▲ 6.5
	地方譲与税	1.8	2.6	▲ 0.8	▲ 29.2
	地方特例交付金等	0.4	0.2	0.2	78.2
	地方交付税	17.4	16.6	0.9	5.1
	国庫支出金	14.8	15.2	▲ 0.4	▲ 2.7
	地方債	11.2	9.3	2.0	21.2
	臨時財政対策債	5.5	3.1	2.3	74.5
	臨時財政対策債以外	5.8	6.1	▲ 0.4	▲ 6.1
	その他	5.9	5.9	▲ 0.0	▲ 0.4
	計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0
-----					
一般財源		63.4	63.4	▲ 0.1	▲ 0.1
（水準超経費を除く）		62.2	61.8	0.5	0.7

区 分		3年度 A	2年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 出	給与関係経費	20.2	20.3	▲ 0.1	▲ 0.7
	一般行政経費	40.9	40.4	0.6	1.4
	うち 補助	23.0	22.7	0.3	1.2
	うち 単独	14.8	14.8	0.1	0.5
	うち まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	11.8	11.7	0.1	0.7
	維持補修費	1.5	1.4	0.0	1.6
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	22.2
	投資的経費	11.9	12.8	▲ 0.8	▲ 6.6
	直轄・補助	5.7	6.6	▲ 0.9	▲ 14.1
	単独	6.2	6.1	0.1	1.6
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理 推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 緊急自然災害防止 対策事業費	0.4	0.3	0.1	33.3
	公営企業繰出金	2.4	2.5	▲ 0.1	▲ 2.1
	水準超経費	1.2	1.7	▲ 0.5	▲ 31.5
計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0	

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

# 公共施設等適正管理推進事業債

## ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉【建築物(公民館等)】:延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業  
【非建築物(グラウンド等)】:維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業

※下線部分は令和3年度からの措置

〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:50%

※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

## ② 長寿命化事業

〈対象事業〉【公共用の建築物】:施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業  
【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。)、  
海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】  
:所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:30%(財政力に応じて30~50%(注))

## ③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:30%(財政力に応じて30~50%)

## ④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:30%(財政力に応じて30~50%)

## ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:30%(財政力に応じて30~50%(注))

## ⑥ 除却事業

〈対象事業〉公共施設等の除却を行う事業

〈充当率〉90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

【期間】平成29年度から令和3年度まで(ただし、経過措置として、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる)  
【要件】①~⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

# ① 集約化・複合化事業

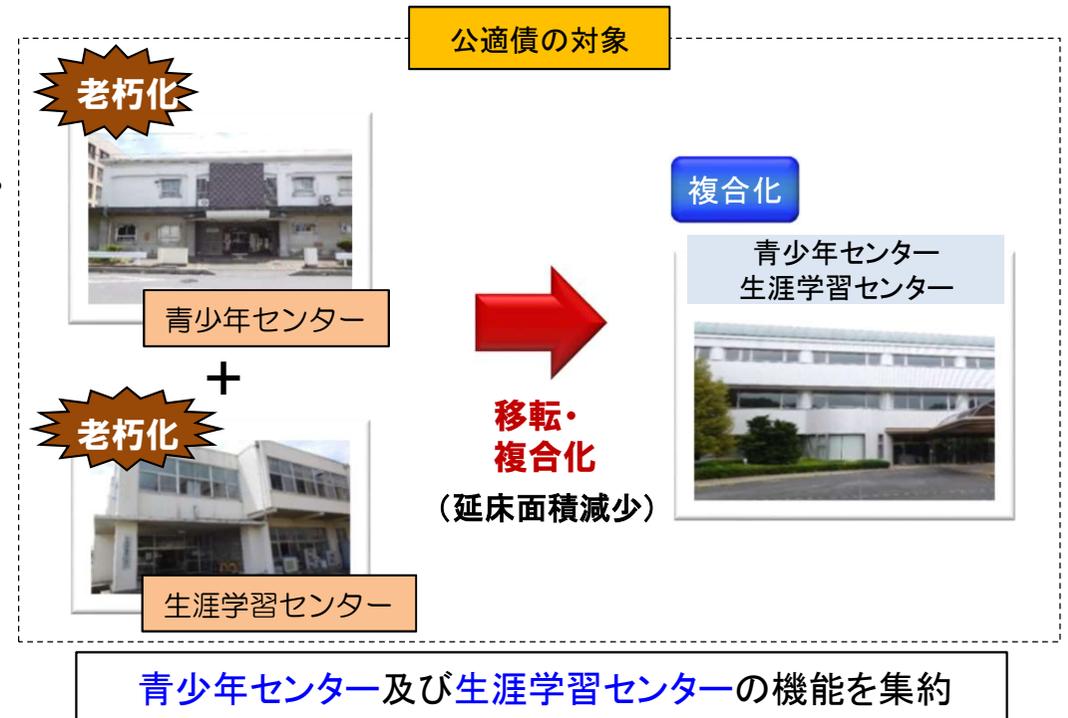
## 対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業（公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外）
  - 建築物（公民館等）：延床面積の減少を伴うもの
  - 非建築物（グラウンド等）：施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

## 留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設（庁舎等）を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。  
（共用部分がある場合は面積按分等）



## 充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費  
公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

## ②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

### 対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

### 留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、  
屋根防水の  
改修等



長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根  
の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

## ②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

### 対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等）  
〔 道路（舗装、小規模構造物等）、河川管理施設、砂防関係施設（昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。）、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設 〕

### 留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

### 【事業イメージ】

○道路（舗装の表層に係る補修）



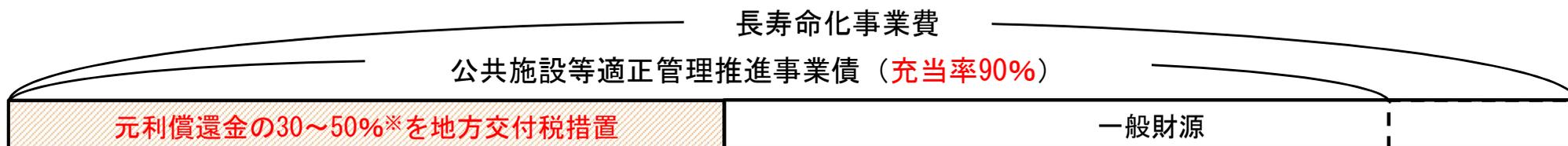
○都市公園施設（テニスコートの改修）



○農業水利施設（頭首工の補修）



### 充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

### ③ 転用事業

#### 対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

#### 留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

#### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○転用例2



保育所



転用



地域集会施設

## ④ 立地適正化事業

### 対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(\*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業  
国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

\* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率  
嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

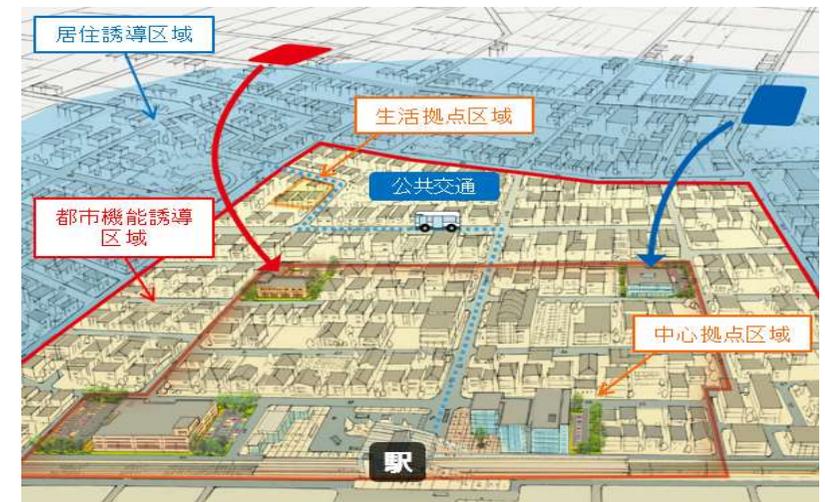
※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

### 留意事項

事業期間:平成29年度～令和3年度

- 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】



### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費  
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

公共施設をまちなかで適切に配置

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

# ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

## 対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)

例) 車いす利用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

## 留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載

## 【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備  
事業費：数十万円～数百万円(1台)

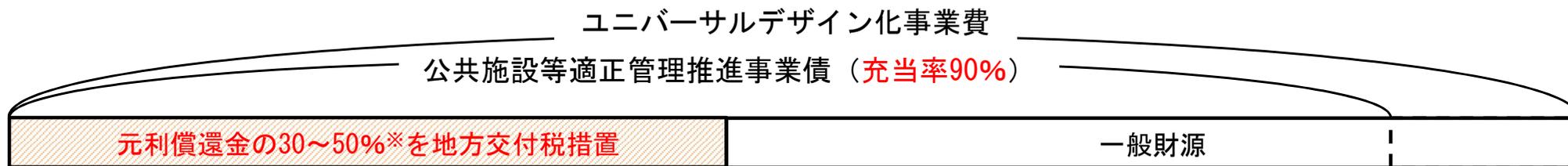


多目的トイレの整備  
事業費：400万円程度



出入口の段差解消  
事業費：30万円程度

## 充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

## ⑥ 除却事業

### 対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

### 留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○除却例1



公民館



除却



更地

○除却例2



児童館



除却



更地

### 充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。